



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務私学課）…………… 2
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）…………… 6
- 沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例（下水道課）…………… 13
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（教育庁総務課）…………… 13
- 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（教育庁教育支援課）…………… 14

### 規 則

- 沖縄県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 18
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…………… 18

### 教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則…………… 18
- 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 20
- 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則…………… 21
- 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則…………… 31
- 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則…………… 32
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令…………… 32
- 教育庁等文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 32
- 教育庁等文書編集保存規程の一部を改正する訓令…………… 35
- 教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令…………… 35

## 公布された条例のあらまし

### ○ 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
  - (1) 特定個人情報及び保有特定個人情報の用語について、定義する。（第2条関係）
  - (2) 保有特定個人情報の提供の制限について規定する。（第8条の2関係）
  - (3) その他所要の改正を行う。（第8条、第15条、第16条、第24条及び第53条関係）
- 2 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
  - (1) 保有特定個人情報の利用の制限について規定する。（第8条の2関係）
  - (2) 保有特定個人情報の任意代理人による開示、訂正及び利用停止の請求を定める。（第13条、第14条、第37条の2及び第38条関係）
  - (3) 他の法令等による開示の実施との調整を保有特定個人情報については行わないこととする。（第27条関係）
  - (4) 保有特定個人情報の利用の停止又は消去及び提供の停止について定める。（第37条の2関係）
  - (5) その他所要の改正を行う。（第37条及び第53条関係）
- 3 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
  - (1) 情報提供等記録の用語について、定義する。（第2条関係）
  - (2) 提供の制限、事案の移送及び利用の停止について情報提供等記録を除外することを定める。（第8条の2、第23条、第35条、第37条の2、第38条、第39条及び第40条関係）
  - (3) オンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機等との通信回線を用いて結合する方法）により、特定個人情報を提供できるよう、オンライン結合の禁止対象から特定個人情報の提供を除外する。（第9条関係）

(4) 情報提供等記録について訂正があった場合の総務大臣及び情報照会者又は情報提供者への通知について定める。(第36条関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 与那原マリーナの定義について定める。(第2条関係)
- 2 与那原マリーナの港湾施設の使用の方法及び使用料の徴収根拠について定める。(第7条、第24条及び別表第6関係)
- 3 与那原マリーナの管理を指定管理者に行わせることについて定める。(第7条、第22条及び第23条関係)
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、指定管理者の指定に関して必要な事前手続について定める。(附則)

○ 沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例(条例第49号)

- 1 下水道法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整備する。(第1条、第3条、第4条及び第9条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 沖縄県立やえせ高等支援学校の名称及び位置を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、平成27年11月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例(条例第51号)

- 1 施設の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 施設の位置について定めることとした。(第2条)
- 3 センターが行う業務について定めることとした。(第3条)
- 4 施設の休所日について定めることとした。(第4条)
- 5 舎室の入舎資格について定めることとした。(第5条)
- 6 使用の許可について定めることとした。(第6条)
- 7 センターに置く職員について定めることとした。(第7条)
- 8 施設の使用期間について定めることとした。(第8条)
- 9 使用料等及び使用料の減免について定めることとした。(第9条及び第10条)
- 10 使用の許可の取消し等について定めることとした。(第11条)
- 11 損害の賠償等について定めることとした。(第12条)
- 12 教育委員会規則への委任について定めることとした。(第13条)
- 13 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとした。(附則第1項)
- 14 この条例を施行するために必要な入舎等の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができることとした。(附則第2項)

条 例

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第47号

## 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

**第1条** 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

4 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第8条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供の制限）

**第8条の2** 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第15条中第8号を第9号とし、同条第7号オ中「、国」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

第16条第2項中「前条第2号」を「前条第3号」に改める。

第24条第2項第1号中「第15条第2号イ又は同条第3号ただし書」を「第15条第3号

イ又は同条第4号ただし書」に改める。

第53条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号法」に改める。

**第2条** 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「保有特定個人情報の」の次に「利用及び」を加え、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第15条第2号及び第29条第2項において同じ。）」を加える。

第14条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第30条第2項及び第38条第2項において同じ。）」を加える。

第27条第1項中「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第37条第1項中「とする保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用停止請求権）

**第37条の2** 何人も、第29条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）をいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の2第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行ななければならない。

第38条第2項中「前条第2項」を「第37条第2項又は前条第2項」に改める。

第53条第2項中「番号法第2条第9項に規定する」を削る。

### 第3条 沖縄県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第23条第1項及び第35条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第36条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第37条の2第1項中「とする保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第38条第1項第2号中「係る保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）」を加える。

第39条中「係る保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第40条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

---

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第48号

### 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加える。

第2条第4号及び第5号中「及びモーターボート」を「、モーターボート」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 与那原マリーナ 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

第7条第1項中「宜野湾港マリーナ」の次に「、与那原マリーナ」を加える。

第16条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 与那原マリーナ

第17条第1項各号列記以外の部分中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を、「指定管理者は、」の次に「それぞれ」を加え、同項第2号及び第3号中「宜野湾港マリーナ」の次に「又は与那原マリーナ」を加える。

「第2節 宜野湾港マリーナの管理」を「第2節 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの管理」に改める。

第22条第1項及び第23条第1項中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加える。

第24条の表以外の部分中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加え、「左欄」を「第1欄」に、「中欄」を「第2欄」に、「それぞれ同表の右欄に掲げる字句に」を「宜野湾港マリーナにあっては同表の第3欄に、与那原マリーナにあっては同表の第4欄に掲げる字句にそれぞれ」に改め、同条の表を次のように改める。

第7条第1項	港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパークに係るものを除く。以下この節において同じ。）	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
	知事	指定管理者	指定管理者
第7条第2項	知事	指定管理者	指定管理者
	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第8条第1項	前条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される前条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される前条第1項
	別表第2	別表第5	別表第6
第8条第2項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第9条の見出し	使用料等	使用料	使用料

第9条	使用料、占用料 又は土砂採取料 (以下「使用料 等」という。)	使用料	使用料
第10条の見出し	使用料等	使用料	使用料
第10条	使用料等	使用料	使用料
第11条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第12条第1項	第7条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される第7条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される第7条第1項
	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第12条第2項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第1項	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第2項 各号列記以外の部分	知事	指定管理者	指定管理者
	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第2項 第1号及び第2号	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第14条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設



	前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条
第15条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設

第31条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

附則第2項第4号中「新港地区」の次に「及び西原与那原地区のうち与那原マリーナ」を加える。

別表第2中「宜野湾港マリーナ」の次に「及び与那原マリーナ」を加える。

別表第6中「のうち」の次に「、与那原マリーナ及び」を加え、同表を別表第7とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

**別表第6（第24条関係）**

与那原マリーナの港湾施設の使用料

- 1 浮棧橋、物揚場及び陸置場（ディンギー型ヨット及び水上オートバイの陸置場を除く。）使用料

単位	区分	使用料											
		艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上6メートル未満のもの	艇長6メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上8メートル未満のもの	艇長8メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上10メートル未満のもの	艇長10メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上12メートル未満のもの	艇長12メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上14メートル未満のもの	艇長14メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートルを超えるもの
使用期間が1月未満の場合	陸置	860円	1,020円	1,180円	1,340円	1,500円	1,660円	1,820円	1,980円	2,140円	2,300円	2,460円	2,460円に15メートルを超える1メートルまでごとに160円を加算した額
	海上係留						2,120円	2,320円	2,520円	2,720円	2,920円	3,120円	3,120円に15メートルを超える1メートルまでごとに200円を加算した額

使用期間が1月以上1年未満の場合	陸置	17,260 円	20,650 円	24,040 円	27,430 円	30,820 円	34,210 円	37,600 円	40,990 円	44,380 円	47,770 円	51,160 円	51,160円に15メートルを超える1メートルまでごとに3,390円を加算した額
区画1月につき	海上係留						42,570 円	46,640 円	50,710 円	54,780 円	58,850 円	62,920 円	62,920円に15メートルを超える1メートルまでごとに4,070円を加算した額
使用期間が1年の場合	陸置	180,090 円	215,460 円	250,830 円	286,200 円	321,570 円	356,940 円	392,310 円	427,680 円	463,050 円	498,420 円	533,790 円	533,790円に15メートルを超える1メートルまでごとに35,370円を加算した額
区画につき	海上係留						444,170 円	486,630 円	529,090 円	571,550 円	614,010 円	656,470 円	656,470円に15メートルを超える1メートルまでごとに42,460円を加算した額

2 ディンギー型ヨットの陸置場使用料

単位	使用料		
	艇長3メートル未満のもの	艇長3メートル以上5メートル未満のもの	艇長5メートル以上のもの
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	330円	470円	670円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	3,370円	4,720円	6,750円

使用期間が1年の場合 1区画につき	33,750円	47,250円	67,500円
----------------------	---------	---------	---------

## 3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	8,960円
使用期間が1年の場合 1区画につき	93,480円

## 4 その他の施設使用料

種別	単位	使用料	
揚降機使用料	揚艇又は降艇1回につき	2,210円	
船台使用料	小型	1日につき	1,100円
	中型	1日につき	1,930円
	大型	1日につき	2,430円
研修室使用料	1時間につき	1,010円	
駐車場使用料	1台1日につき		
	(1) 原動機付自転車及び自動 二輪車 (2) 普通自動車	100円 300円	
船台置場使用料	1台1日につき	860円	
	1台1月につき	17,260円	
	1台1年につき	180,090円	
船具倉庫使用料	小型		
	1個1日につき 1個1月につき	350円 7,000円	

		1個1年につき	70,000円
	大型	1個1日につき 1個1月につき 1個1年につき	600円 12,000円 120,000円
シャワー使用料		1回につき	200円
マリーナ附帯施設使用料			第1項から第3項までの表の単位及び区分の欄に掲げる使用期間及び使用方法の区分に応じ、それぞれの表の使用料の欄に掲げる使用料の額に10分の1を乗じて得た額

## 備考

- 1 「1区画」とは、陸置又は海上係留の用に供するために区画された一の区域をいう。
- 2 使用時間等が時間、日又は月を単位とする場合に、その使用時間等に1時間、1日若しくは1月に満たない端数があるとき、又はその使用時間等が1時間、1日若しくは1月未満であるときは、これらをそれぞれ1時間、1日又は1月として計算する。
- 3 「ディンギー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。
- 4 「水上オートバイ」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。
- 5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。
- 6 「マリーナ附帯施設」とは、給水施設、給電施設、給油施設、修理ヤード及びマリーナ出入港管理システムをいう。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の沖縄県港湾管理条例（以下「改正後の条例」という。）第19条の規定による与那原マリーナの指定管理者の指定及びこれに関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条までの規定の例により行うことができる。

---

沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第49号

### 沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例

沖縄県流域下水道条例（平成24年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に、「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

第3条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

第4条及び第9条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第50号

### 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第2中

「	沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場1243番地	を
「	沖縄県立沖縄高等特別支援学校	うるま市字田場1243番地	に
	沖縄県立やえせ高等支援学校	八重瀬町字友寄850番地	

改める。

附 則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第51号

### 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 陸上交通により通学することができる高等学校が所在していない離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。以下同じ。）の中学校を卒業した高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒の宿泊の用に供するための施設並びに離島の児童生徒の諸活動及び交流のための施設を提供することにより、教育の機会均等及び教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって離島の振興に資するため、沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** センターの位置は、那覇市東町21番1とする。

(業務)

**第3条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 舎室に入舎した生徒の寄宿及び生活指導に関すること。
- (2) 交流室の使用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休所日)

**第4条** センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は休所日以外の日に休所することができる。

(入舎資格)

**第5条** センターの舎室に入舎することのできる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 寄宿舎が設置されていない高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を除く。次項において同じ。）に在学し、又は入学が決定していること。
  - (2) 陸上交通により通学することができる高等学校が所在していない離島の中学校を卒業したこと。
  - (3) 秩序ある共同生活ができると認められること。
- 2 前項各号に掲げる要件を備えた者の宿泊の用に供してもなお舎室の定員に満たないときは、同項の規定にかかわらず、高等学校に在学し、又は入学が決定している者であつて、秩序ある共同生活ができると認められるものは、センターの舎室に入舎することができる。

(使用の許可)

**第6条** センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(職員)

**第7条** センターに事務職員その他の所要の職員を置く。

(施設の使用期間)

**第8条** 施設の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の使用期間又はこの項の規定により更新された使用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、教育委員会規則で定める事由があるときは、この限りでない。

(使用料等)

**第9条** 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。
- 3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

**第10条** 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(許可の取消し等)

**第11条** 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(損害の賠償等)



**第12条** 使用者は、その使用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な入舎等の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前に行うことができる。

**別表 (第9条関係)**

区分	単位	使用料
舎室	1月につき	18,700円
交流室	1室1時間につき	150円

### 備考

- 1 舎室に係る使用料は、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 交流室に係る使用料は、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

## 規 則

沖縄県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第67号

#### 沖縄県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県個人情報保護条例施行規則（平成17年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「第15条第2号ウ」を「第15条第3号ウ」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第68号

#### 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「（以下「浮棧橋等」という。）」を「並びに与那原マリーナの浮棧橋、物揚場及び陸置場」に改める。

第11条第3号並びに第13条第1号及び第3号中「宜野湾港マリーナ」の次に「、与那原マリーナ」を加える。

第13号様式中 「

{	宜野湾港マリーナ 西原・与那原マリンパーク	}
---	--------------------------	---

」を「

{	宜野湾港マリーナ 与那原マリーナ 西原・与那原マリンパーク	}
---	-------------------------------------	---

」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為として行う申請に必要な申請書等）
- 2 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第48号）附則第2項の規定により準備行為として行う与那原マリーナの指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、この規則による改正後の沖縄県港湾管理条例施行規則第12条の規定及び改正後の第13号様式の例による。

## 教 育 委 員 会 事 項

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県教育委員会  
委員長 泉 川 良 範

### 沖縄県教育委員会規則第13号

#### 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「（以下「併設型高等学校」という。）」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「併設型高等学校」を「別表第3及び別表第4の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）」に、「併設型中学校」を「併設型中学校又は併設型特別支援学校」に改め、同項を同条

第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第4の左欄に掲げる高等学校においては、同表の右欄に掲げる特別支援学校（以下「併設型特別支援学校」という。）における教育と連携した教育を施すものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

**別表第4**（第9条の3関係）

併設型高等学校	併設型特別支援学校
沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校

（沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正）

**第2条** 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（併設型特別支援学校の教育課程）

**第6条の2** 別表第2の左欄に掲げる特別支援学校（以下「併設型特別支援学校」という。）においては、同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と連携した教育を施すものとする。

2 前項の場合において、併設型特別支援学校における教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

第8条に次の2項を加える。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項に規定する学期の期間を変更することができる。

4 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

第9条第1項第4号中「7月21日から8月31日まで」を「7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間」に改め、同項第5号中「12月26日から翌年1月5日まで」を「12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間」に改め、同条第2項中「前項第8号」を「前項第4号、第5号及び第8号」に改める。

別表中

「							を
南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科	
「							に
南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科	
沖縄県立やえせ高等支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害	高等部		3年	産業科	
」							

改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

**別表第2**（第6条の2関係）

併設型特別支援学校	併設型高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校	沖縄県立南部商業高等学校

**附 則**

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年10月27日

沖縄県教育委員会  
委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第14号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「特別支援学校の」の次に「幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の」を加え、同条に次の1項を加える。

3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。

別表第1 国頭学区の部名護特別支援学校の項中

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	
---	--

を

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
---	--

に改め、同部桜野特別支援学校

の項中

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	
---	--

を

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納中学校区域に限る。）	病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
---	---

に改め、同表中頭学区の部美咲

特別支援学校の項中

恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）	幼稚部にあつては、宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。）を加える。
---	---

を

恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）
---

幼稚部にあつては、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市及び中城村を加える。
---

に改め、同表宮古学区の部宮古

特別支援学校の項中

宮古島市
------

を

宮古島市
------

病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
--

に改め、同表八重山学区の部八

重山特別支援学校の項中

石垣市
-----

を

石垣市
-----

病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
--

に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年11月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

**沖縄県教育委員会規則第15号**

**沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の責任)

**第2条** 所長は、センターの施設、設備（備品を含む。以下同じ。）を管理し、その整備に努めなければならない。

(諸帳簿)

**第3条** 所長は、施設、設備に関する諸帳簿を整理し、その現有状況を明らかにしておかなければならない。

(施設の損傷等報告)

**第4条** 所長は、火災その他の事由により施設、設備の全部若しくは一部が損傷し、又は亡失した場合には、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(警備防災の計画)

**第5条** 所長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により防火管理者を定めたときは、教育長に報告しなければならない。

2 所長は、各年度の始めに警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならない。

(当直)

**第6条** 所長は、休日その他正規の勤務時間外において職員に輪番で日直又は宿直を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、宿日直勤務については、沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の定めるところによる。

(職員の服務等)

**第7条** 職員の服務、勤務時間及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。

(文書)

**第8条** 文書の処理については、教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の定めるところによる。

(定員)

**第9条** センターの舎室（以下「舎室」という。）の定員は、120人とする。

(舎室に入舎する生徒の募集)

**第10条** 舎室に入舎しようとする者は、入舎願（第1号様式）を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の入舎願が提出された場合は、当該入舎願を提出した者が市町村立中学校に在籍するときは当該中学校を所管する市町村教育委員会に、それ以外の学校に在籍するときは当該学校の校長に、それぞれ意見を聴くことができる。

(施設の使用許可等)

**第11条** 条例第6条第1項の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。使用の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用申請書（第2号様式）

(2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用申請書（第3号様式）

2 教育委員会は、施設の使用の許可又は変更の許可をしたときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター施設使用許可書（第4号様式。第16条第2項において「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(誓約書の提出等)

**第12条** 入舎を許可された者は、入舎の日までにその保護者と連署した誓約書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 舎室に入舎した者（以下「舎生」という。）は、前項の保護者に変更があったときは、新たに保護者となった者と連署した誓約書を教育委員会に提出しなければならない。

3 舎生は、前2項の保護者の住所又は氏名に異動を生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(退舎の手続)

**第13条** 舎生が舎室を退舎しようとするときは、あらかじめ所長を経て退舎願（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(舎室の使用期間)

**第14条** 条例第8条第2項ただし書に規定する教育委員会規則で定める事由は、次に掲げるときとする。

(1) 舎生が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する修業年限を超えて在学する場合であつて、舎室に空室がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(交流室の使用時間)

**第15条** 交流室の使用時間は、午前9時から午後8時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(使用料の納付)

**第16条** 舎室の使用料は、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、入舎の日から起算して14日目を納付期限とする。

2 交流室の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

3 条例第9条第2項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 経済的事情その他の理由により徴収の猶予の必要があるとき。

(2) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(3) 許可された使用時間を超過して使用するとき。

4 前項第1号の規定により使用料の徴収の猶予を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予申請書（第7号様式）を教育委員会に提出して、申請しなければならない。

5 前項の申請があった場合において、教育委員会は、徴収の猶予を認めたときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予承認書（第8号様式）を交付するものとする。

(使用料の返還)

**第17条** 条例第9条第3項ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。当該使用料の全額

(2) 使用料を減免された使用者が当該使用料を既に納入しているとき。減免された使用料の全額

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料返還申請書（第9号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

**第18条** 条例第10条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるとおり減額し、又は免除するものとする。

(1) 災害等により施設を使用できなかったとき。免除

(2) 経済的事情その他の理由により減額の必要があるとき。5割

(3) 離島（沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定により定められた島をいう。以下同じ。）の児童生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として使用するとき。免除

(4) 離島の伝統文化及び生活文化を児童生徒に発信し、又は継承する活動として使用するとき。免除

(5) 国、沖縄県又は沖縄県内の市町村が主催又は共催する研修等であつて、離島の振興に資することを目的として使用するとき。免除

2 条例第10条の規定によりセンターの施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、あらかじめ当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 舎室 沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用料減免申請書（第10号様式）

(2) 交流室 沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用料減免申請書（第11号様式）

3 教育委員会は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料減免承認書（第12号様式）を使用者に交付するものとする。

(補則)

**第19条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う入舎等の手続に必要な入舎願、申請書、許可書及び誓約書については、第10条、第11条及び第12条の規定の例による。

**第1号様式**（第10条関係）

入舎願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎することを希望します。

本人（提出者）	フリガナ氏名			
	志望校（既に高等学校等に在籍しているときは、在学名、学年及び現在の居住形態を記入）	志望校（又は在学）名 （既に高等学校等在学中の場合）学年 年 現在の居住形態（寮、下宿、アパート等）		
	現住所			
	生年月日		性別	
	在学（卒業）中学校名	中学校		
保護者	フリガナ氏名	印		
	現住所			
	電話番号		本人との関係	
入舎希望理由				

**第2号様式**（第11条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎しますので、関係書類を添えて提出します。

本人（申請者）	フリガナ氏名		性別	
	現住所			
	在学（予定）校名			
	希望する入舎年月日	年 月 日から入舎	生年月日	
保護者	フリガナ氏名	印		
	現住所			
	連絡先（昼間） 連絡先（夜間）		本人との関係	
	フリガナ			



本島内緊急 連絡先	氏名			
	現住所			
	緊急連絡先		本人との関係	
(本人、家族等のことでその他参考となる事項があれば、記入してください。)				

注 病気、けが等緊急時に対応できる方の連絡先をできるだけ記載してください。

第3号様式 (第11条関係)

沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏  
 名) 印  
 担当者名 (団体による使用の場合のみ記入)  
 担当者連絡先 (団体による使用の場合のみ記入)

次のとおり施設を使用したいので、許可されるよう申請します。

(団体が使用する 場合) 使用団体所 属	1 学校関係 幼稚園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 大学 その他 ( )	
	2 社会教育関係 ( )	
	3 地域団体関係 ( )	
	4 その他 ( )	
使用目的	学習・会議 レク・スポーツ活動 文化活動 研修 (名称: ) オリエンテーション その他 ( )	
内容		
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	
使用施設	<input type="checkbox"/> 交流室A 30人 <input type="checkbox"/> 交流室B 30人 <input type="checkbox"/> 交流室C 30人 (各70㎡程度 稼働間仕切りで最大100人程度の使用可能)	
使用人数等	合計 児童・生徒 一般・学生	
	月 日	男 人 人 人
		女 人 人 人
		計 人 人 人
	月 日	男 人 人 人
		女 人 人 人
計 人 人 人		
備考		

注意事項  
 ・使用目的は、離島の振興に資することに限る (内容欄に具体的に記載すること。)  
 ・施設の使用可能時間は、午前9時から午後8時45分までとする。  
 ・年末年始 (12月29日から翌年の1月3日まで) は休所日とする。  
 ・楽器演奏その他の音の出る活動については、使用期間及び使用時間を制限することがある。

第4号様式 (第11条関係)

沖縄県立離島児童生徒支援センター施設使用許可書

文 書 番 号  
年 月 日

殿

沖縄県教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用については、次のとおり許可します。

使用施設	使用日時	人数
<input type="checkbox"/> 舎室（ 号室）	年 月 日 から 年 月 日 まで	1 人
<input type="checkbox"/> 交流室A	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	人
<input type="checkbox"/> 交流室B	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	人
<input type="checkbox"/> 交流室C	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで	人
使用者（責任者）氏名		
使用団体名		
許可の条件		

第5号様式（第12条関係）

誓約書			
沖縄県教育委員会 殿			
このたび、沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎することを許可されましたので、所定の規律を遵守し、秩序ある共同生活をするを誓います。			
また、舎室に入舎している間に生じた責務について本人が履行しない場合は、保護者が責任をもって履行し、身上に関する一切の責任を保護者が負うことを保証します。			
年 月 日			
本人	学校名	学年	年
	氏名		印
保護者	住所		印
	氏名		

第6号様式（第13条関係）

退舎願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室を退舎しますので、退舎願を提出します。

本人（提出者）	フリガナ氏名		性別	
	舎室	号室		
	在学校名	学年 年		
保護者	住所			

	フリガナ 氏名	印	本人との関係
退舎日	年 月 日		
退舎理由			

注 退舎理由は、卒業、休学、留学、退学、アパート等への引っ越し等理由を記入してください。

第7号様式（第16条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用料を納付期限までに納めることが困難なため、使用料の徴収猶予を申請します。

舎室

本人（申請者）	フリガナ 氏名		性別	
	在学名	学年 年		
	舎室	号室		
保護者	フリガナ 氏名	印	電話 番号	
	現住所			
	職業		本人との関係	
使用料	月額		円	
徴収猶予を希望する金額	使用料	月分 合計	円 円	
徴収猶予期間	年 月 日 から		年 月 日 まで	
理由				
備考				

注 理由は詳細に記入し、理由を証する証明書を添付すること。

交流室A  交流室B  交流室C

フリガナ 申請者氏名		申請者連絡先	
使用団体名		団体代表者名	
徴収猶予を希望する金額	年 月 日 午前・午後	時 分 から	年 月 日 午前・午後
	年 月 日 午前・午後	時 分 までの使用料	円
徴収猶予期間	年 月 日 から使用終了時間まで		
理由			
備考			

第8号様式（第16条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料徴収猶予承認書

文 書 番 号  
年 月 日

殿

沖縄県教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用料の徴収猶予の件については、次のとおり承認します。

舎室

徴収猶予する使用料	円	年 月 日 から 年 月 日 までの使用料
徴収猶予する期間	年 月 日 から	年 月 日まで
備考		

交流室 A  交流室 B  交流室 C

徴収猶予する使用料	円	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 までの使用料
徴収猶予する期間	年 月 日 から	使用終了時間まで
備考		

第9号様式（第17条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料返還申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用料の返還を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

舎室

本人（申請者）	フリガナ氏名		性別	
	在 schools 名		学年	年
	舎室		号室	
保護者	フリガナ氏名	印	電話番号	
	現住所		本人との関係	
返還申請の理由				
既納使用料	円	返還申請額		円
備考				

交流室 A  交流室 B  交流室 C

フリガナ 申請者氏名		申請者連絡先	
---------------	--	--------	--

使用団体名			団体代表者名		
使用期間	年	月	日	午前・午後	時 分 から
	年	月	日	午前・午後	時 分 まで
内容					
返還申請の理由					
既納使用料	円		返還申請額	円	
備考					

注 使用料を納付したことを証明する領収書を添付すること。

**第10号様式**（第18条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター舎室使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

下記の理由により沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室の使用料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本人（申請者）	フリガナ氏名			性別	
	在學校名	学年 年			
	舎室	号室			
保護者	フリガナ氏名	印		電話番号	
	現住所				
	職業			本人との関係	
理由（詳細に記入）					
生計の状況	収入の部		支出の部		
	項目	金額	項目	金額	
備考					
※減免金額	円				

- 注 1 本人と生計を一にする保護者の市町村民税所得割額を証明するに足りる書類を添付すること。  
 2 家計急変等の事由を証明するに足りる書類を添付すること。  
 3 ※印欄は記入しないこと。

**第11号様式**（第18条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター交流室使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏  
 名） 印  
 担当者名（団体による使用の場合のみ記入）  
 担当者連絡先（団体による使用の場合のみ記入）

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次のとおり沖縄県立離島児童生徒支援センターの交流室の使用料の減免を申請します。

使用する施設	<input type="checkbox"/> 交流室 A <input type="checkbox"/> 交流室 B <input type="checkbox"/> 交流室 C
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで
内容	
納入すべき使用料	
減免申請の理由	
減免申請額	
※減免金額	円

注 ※印欄は記入しないこと。

第12号様式（第18条関係）

沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料減免承認書

文 書 番 号  
年 月 日

殿

沖縄県教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄県立離島児童生徒支援センターの（舎室、交流室）の使用料の減免の件については、次のとおり承認します。

舎室

納付すべき使用料	月額 円	
減免する額及び期間	割合	金額
		期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
減免後の使用料	月額 円	
備考		

交流室 A    交流室 B    交流室 C

使用目的	
使用期間	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで

納入すべき使用料	
使用料減免額	
減免後の使用料の総額	
備考	

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。  
平成27年10月27日

沖縄県教育委員会  
委員長 泉 川 良 範

**沖縄県教育委員会規則第16号**

**沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則**

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1号を加える。

(9) 離島児童生徒支援センターに関すること。

第31条に次の1号を加える。

(11) 沖縄県立離島児童生徒支援センター

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県立教育機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第24号)」の次に「及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例(平成27年沖縄県条例第51号)」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(離島児童生徒支援センター)

**第4条の2** 沖縄県立離島児童生徒支援センター(以下「離島児童生徒支援センター」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 施設設備の管理に関すること。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 舎室に入舎した生徒の寄宿及び生活指導に関すること。
- (6) 舎室及び交流室の使用に関すること。

第5条中「及び埋蔵文化財センター」を「、埋蔵文化財センター及び離島児童生徒支援センター」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

**第14条の2** 離島児童生徒支援センターに、特に必要のあるときは、主任専門職員を置くことができる。

2 主任専門職員は、上司の命を受け、離島児童生徒支援センターの専門的な指導に従事する。

第17条中

「  専門員  」「	上司の命を受け、専門的 事務に従事する。	を
「  専門員 専門職員 」「	上司の命を受け、専門的 事務に従事する。 上司の命を受け、離島児童 生徒支援センターの専門 的な指導に従事する。	に改める。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)

**第3条** 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び沖縄県立埋蔵文化財センター」を「、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立離島児童生徒支援センター」に改める。

**附 則**

この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の施行の日から施行する。

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月27日

沖縄県教育委員会  
委員長 泉 川 良 範

**沖縄県教育委員会規則第17号**

**沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）」を「並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(16) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関すること。

第5条中「前条」を「前2条」に改める。

第6条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の施行の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

**沖縄県教育委員会訓令第12号**

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月27日

沖縄県教育委員会  
委員長 泉 川 良 範

**県立学校処務規程の一部を改正する訓令**

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	沖縄高等特別支援学校	沖高特	」を
「	沖縄高等特別支援学校	沖高特	」に
	やえせ高等支援学校	や高支	

改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年11月1日から施行する。

**沖縄県教育委員会訓令第13号**

教 育 庁  
総 合 教 育 セ ン タ ー  
図 書 館



埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
離 島 児 童 生 徒 支 援 セ ン タ ー

教育庁等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月27日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

**教育庁等文書管理規程の一部を改正する訓令**

教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）」を「並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）」に改める。

第13条第1項第3号中「第5号様式」を「第3号様式又は第3号様式の2」に改め、同項第4号中「親展文書件名簿（第6号様式）」を「文書件名簿」に改める。

第17条の2第2号中「親展文書件名簿」を「文書件名簿」に改める。

第59条第1項中「保存文書」を「保管文書」に改める。

別表中 「埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 埋 文」を  
「埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 埋 文 支 援 セ ン タ ー 離 支」に改める。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

**第1号様式及び第2号様式 削除**

**第3号様式**（第13条、第17条の2、第19条、第53条関係）

文 書 件 名 簿 （甲）

件 名			文書番号
			担当者名
処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号
収 受 ・ 施 行	・		第 号
処 理 経 過	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
1 文書件名簿乙に継続記載 2 別件文書件名簿使用 3 完結(月日)			

件 名			文書番号
			担当者名
処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号
収 受 ・ 施 行	・		第 号
処 理	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号

経過	収受・施行	・	第 号
	1 文書件名簿乙に継続記載 2 別件文書件名簿使用 3 完結(月 日)		

第3号様式の2 (第13条、第17条の2、第19条、第53条関係)

(表)

文 書 件 名 簿 (乙)

件 名			文書番号
			担当者名
処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号
収 受 ・ 施 行	・		第 号
経過 処 理 過	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号

(裏)

処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号
経過 処 理 過	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号

収受・施行	・		第 号
収受・施行	・		第 号

**第4号様式から第6号様式まで 削除**

**附 則**

この訓令は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の施行の日から施行する。ただし、第13条第1項第3号及び第4号、第17条の2第2号、第59条第1項、別表並びに第1号様式から第6号様式までの改正規定は、平成27年10月27日から施行する。

**沖縄県教育委員会訓令第14号**

教 育 庁  
 総 合 教 育 セ ン タ ー  
 図 書 館  
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
 離 島 児 童 生 徒 支 援 セ ン タ ー

教育庁等文書編集保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月27日

沖縄県教育委員会  
 委員長 泉 川 良 範

**教育庁等文書編集保存規程の一部を改正する訓令**

教育庁等文書編集保存規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）」を「並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）」に、「編さん」を「編集」に改める。

第15条中「公文書指定管理者」を「公文書館指定管理者」に改める。

第1号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に改める。

**附 則**

この訓令は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「編さん」を「編集」に改める部分に限る。）並びに第15条及び第1号様式の改正規定は、平成27年10月27日から施行する。

**沖縄県教育委員会教育長訓令第9号**

教 育 庁  
 教 育 機 関

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月27日

沖縄県教育委員会  
 教育長 諸 見 里 明

**教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令**

教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「教育財産」の次に「（沖縄県立離島児童生徒支援センター（以下「離島児童生徒支援センター」という。）を除く。）」を加える。

第3条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育長は、離島児童生徒支援センターの休所日の指定、施設の使用許可等に関することを離島児童生徒支援センターの所長に専決させる。

**附 則**

この訓令は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の施行の日から施行する。

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷  
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号